



2019.07.30

コチ コンサルティング

9月1日からの日中社会保障協定の発効を控え、中国主要都市で日本の厚生労働省、社会保険事務所に
 よる説明会が実施されました。本号では、日中社会保障協定発効に関わる実務上の留意点、現在外国人の
 社会保険は任意加入と認識されている上海での対応についての考察をご報告します。

ご案内 従業員の心に響く賃金・福利・労務管理・人事制度を考える ～以薪伝心～
【CoChi トータルリワードレポート～以薪伝心～】第3四半期集計 参加受付中
<https://cochicon.com/general-survey/>



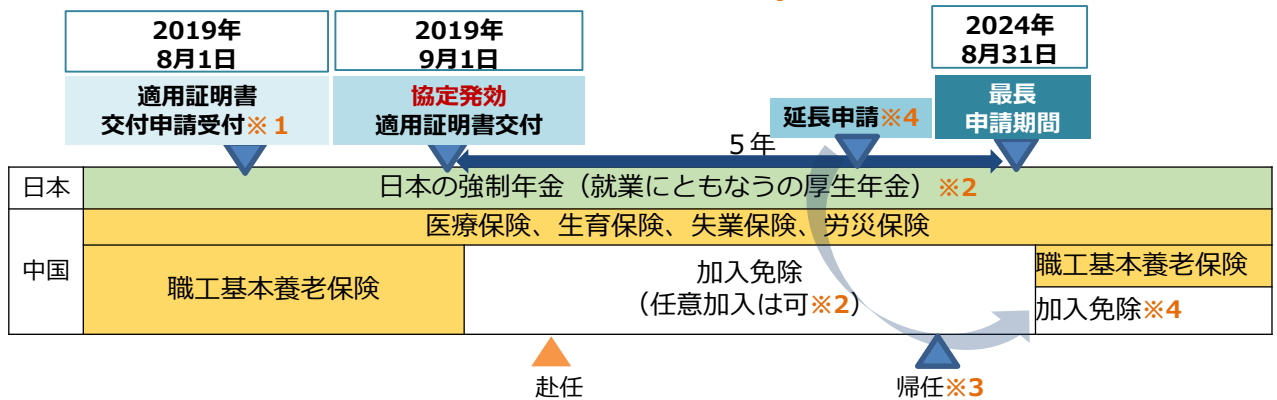
注目Q & A

既に二国間社会保険協定を締結している国の状況は？ <https://cochicon.com/173qa-1>
 高温の職場で1時間勤務した社員に高温手当は必要ですか？ <https://cochicon.com/173qa-2>

内容【人事・労務情報】

- 日中社会保障協定実務上の留意点 ～厚労省、社会保険事務所説明会Q&Aより～ 【全国】
- 日中社会保障協定の上海市における対応の考察 ～実態に即した対応の考察～ 【上海】

■ 日中社会保障協定実施概要 ～厚労省、社会保険事務所説明会Q&Aより～ 【全国】



● 現在中国職工基本養老保険加入中の日本法人からの派遣駐在員の実務

Schedule	From	To	Action
現在	日本国内の事業者	日本年金機構ホームページ	『適用証明書交付申請書』をダウンロード
8月1日～	日本国内の事業者	日本の年金事務所・事務センター	『適用証明書交付申請書』提出。
9月1日～	日本年金機構	日本国内の事業者事業所	『適用証明』を順次発行・郵送。
9月1日～	中国法人または本人	中国法人管轄の社会保険局	『適用証明』原本を提出。

● 実務上の留意点

※1 適用申請期間、申請時期の規定

現在の申請期間は2019年9月1日から5年間（2024年8月31日）が最長です。既に駐在している方は申請書の赴任年月日欄に2019年9月1日と記載することになります。日中間協定では申請、協定開始から適用までの期間は規定されていませんが、9月1日以降、出来るだけ早期に申請するようにとの指導です。

NAVI 中国との間で既に発効している2国間協定では、申請と免除開始のタイミングが具体的に定められている協定があります。発効時に駐在中の人員に対する各国規定例は以下です。各国間で統一されていないことが理解できます。

【ドイツ】発効後1か月以内に申請がない場合は通常通り保険料を徴収される。【オランダ】発効後6ヶ月以内に申請受理された場合は、発効日にさかのぼって免除。【カナダ】免除申請が受理された場合、申請期間を免除期間とするが、納付済み社会保険料の払い戻しはしない。

Consulting

※2対象者

中国国籍の人材を含め、日本の法人に雇用されることにより、厚生年金の加入が義務付けられている方が対象です。日本での雇用契約が継続している場合は日本の厚生年金加入が義務であり、派遣先である中国法人での中国職工基本養老保険への加入が申請により免除されます。中国現地法人との雇用契約しかなく、国民年金に任意加入している等の場合は対象外です。

NAVI 中国国籍の派遣者が中国での社会保険への加入を希望する場合は、A雇用主が認可する場合は、中国養老保険に任意加入し二重加入とする／B日本の雇用契約を終了し転籍出向とすることになります。

※3帰任時の手続き

適用申請期間中の帰任の場合は適用免除停止等の手続きは不要です。就労ビザは中止手続きが必要ですが、養老保険は個人所得税同様、給与支給が停止した場合は社会保険料の徴収は自動停止となるため、免除に関わる手続きも不要です。既に納付済みの養老保険個人負担分は還付手続きが必要です。

※4延長申請

後任者の赴任が遅れる、予定業務が長引く等の原因で派遣期間が延長され、申請免除期間を超える場合は、日本で適用延長手続きを行い、延長許可が出た場合に中国側に適用延長を申請します（最長5年）。この手続き・審査に関わる時間は現在のところ未確定です。また、延長回数、申請回数に制限はなく、再赴任の場合は免除年数は累計されず、次期赴任・申請までの期間の制限もありません。

NAVI 帰任時には社会保険協定適用措置が自動的に停止することを考慮すると、赴任期間が確定しにくい場合、申請期間は最大の5年間とすることが実務上利便性が高いと判断されます。

■日中社会保障協定の上海市における対応の考察 ～実態に即した対応の考察～【上海】

【現状】 上海市では、外国人の社会保険は任意加入として運用されています。労務監査で指摘を受けたケースでも、最終的には外国籍人員は中国現地採用者を含め、強制加入、過去にさかのぼる補充納付請求された事例は報告されていません。ただし、最近の社会保険局の窓口は強制加入指導へ変化しています。

【経緯】 上海市では、2009年の上海市人力資源・社会保障局の38号文書に従い、外国人は中国の社会保険には任意加入とし、外国籍従業員と会社が協議の上、加入を決定できると一般に解釈されてきました。外国籍人材では、中国現地採用者や、日本に帰化した日本国籍の中国人材が3保険（2011年の社会保険法施行以降は5保険）へ任意加入してきました。

【課題】 2国間社会保険協定は、2国双方で社会保険が強制加入の場合の二重加入回避措置である為、上海市の外国人就労者に対する社会保険加入の強制性の認識と実務上、社会保険口座を有しない人員の免除申請受理体制が論点となっています。

【外国人の社会保険加入に関わる法規（全国・上海）】

2009年10月10日	《上海市人力資源・社会保障局の上海で就労する外国籍人員、永久（長期）居留権取得人員、台湾・香港・マカオ居民の都市職工社会保険参加問題に関する通知》（上海市人力資源・社会保障局38号文）通知 ・上海で就労する非中国籍人材も都市社会保険に加入可能（任意加入） ・加入可能保険：「養老保険」「医療保険」「労災保険」
2011年7月1日	《中華人民共和国社会保険法》施行 ・第97条：外国人が中国国内で就業する場合は、本法の規定を参照して社会保険に加入する
2011年10月15日	《在中国境内就業外国人の社会保険参加暫定弁法》施行 ・外国人派遣駐在員、駐在員事務所代表も社会保険に強制加入する
2018年12月29日	《中華人民共和国社会保険法》修正施行（最新修正） ※第97条は継続・修正なし

NAVI

●現在、上海市社会保険局の窓口では《社会保険法》第97条に従い、外国人も社会保険に強制加入するように指導されます。以前は一律ではありませんが“任意納付”の回答が得られていましたが、現在は、“強制加入”という回答のみです。

●既に2国間協定発行済みの各国では、適用対象保険のみの免除申請、免除外保険料の強制徴収、補充納付を要請されたという情報、報告はありません。

●上海市の社保局窓口では、2国間協定の“適用証明”は北京に送付し北京で処理されるため、申請後の処置は把握していないとの回答です。

■日本の“適用証明”は終了管理がされない為、現時点では9月1日からの“適用証明”を申請・入手の上、上海市で強制加入を指導された場合に迅速に対応できる準備を整えておくことが、妥当と思われます。